

令和5年5月11日
高知県立大学

教員の懲戒処分の公表について

本学の教員に対し、高知県立大学法人職員の懲戒等に関する規程に基づき、下記のとおり、懲戒処分を行いましたので公表します。

記

- 1 処分年月日
令和5年5月10日
- 2 被処分者の所属・役職
高知県立大学 教授
- 3 処分内容
停職3ヶ月（令和5年5月11日～8月10日）
- 4 処分手案の概要
 - ・高知県立大学学術リポジトリに掲載されていた同教授の論文について、「高知県立大学における研究活動の特定不正行為への対応等に関する規程」第2条第2項第3号に定める「盗用」にあたりと認定。
 - ・同教授の行為は、「高知県立大学法人職員就業規則」第5条の「法令、規定等の遵守及び職務命令に従う義務」及び同第6条の「信用失墜行為の禁止」に違反することから、同第35条第3号により停職3ヶ月の懲戒処分を行う。

以上

高知県立大学（池キャンパス）
事務局 大野、井上
TEL：(088) 847-8700
FAX：(088)847-8579